

令和2年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和2年8月5日(水)午後3時～
- 2 場所 ソフィアプラザビル 2階会議室
(大分市東春日町17番19号)
- 3 出席委員(敬称略)
公益代表:荒井 公美、城戸 照子、清田 透、清水 立茂
労働者代表:石本 健二、塩月 裕市、山田 功一、山本 悦子
使用者代表:飯田 聡一、小野 賢治、川野 みどり、中島 英司
藤野 久信
大分労働局:坂田 局長、岡本 労働基準部長、幡手 賃金室長
金丸 室長補佐
- 4 議 題
 - (1) 大分県最低賃金専門部会報告について
 - (2) 大分地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
 - (3) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 大分県最低賃金専門部会報告について
 - ア 清水会長から専門部会の審議経過の説明を行い、事務局が「大分県最低賃金の改正決定に関する報告書」(以下、「専門部会報告」という)を読み上げたのち、採決することとなった。
 - イ 専門部会報告の時間額790円から2円を引き上げ792円とすることについて、大分地方最低賃金審議会は、公使側賛成、労側反対で結審し、専門部会報告を可決した。
 - ウ 大分地方最低賃金審議会から大分労働局長に答申した。
 - (2) 大分地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
 - ア 事務局から域別最低賃金に対する異議申出の期限を8月20日(木)、異議申出に係る審議会を8月21日(金)に開催した場合は、10月1日発効となることを説明した。
 - (3) その他

特になし

6 局長挨拶

清水会長はじめ、公・労・使の各委員の皆様、また、地賃専門部会委員の皆様におかれては、専門部会に引き続いて、本審での慎重かつ熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、中央最低賃金審議会から賃金改定の目安について、有額の目安が示されなかったことから、本審議会に置かれては、この感染症による経済、雇用、労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の感染拡大状況の不透明さなど、様々な視点を踏まえた上で、困難な判断をされなければならない状況があったことと推察いたします。

専門部会では、各側当事者として、実態を見極めながら、雇用の維持の重要性、地域間格差縮小など、様々な事情にも参酌いただきながら、真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、そして、本審議会におきまして、各側委員のご判断のもと、答申をいただきましたことに、深く敬意を表します。

今回いただきました答申につきましては、法令に基づく手続きを経た後、10月1日発効の運びとなりますが、これもひとえに本審議会各委員の皆様の御尽力によるものと重ねて感謝申し上げる次第でございます。

この改正された大分県最低賃金の適用に当たりましては、大分労働局をあげて広く周知を行なうとともに、最低賃金の履行確保を確実に図ってまいり所存でございます。

本日、大分県最低賃金について、答申をいただいたところではありますが、各委員の皆様には、引き続き、大変お忙しい中、「産業別最低賃金」の審議もお願いしているところでございます。今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、更なるご尽力を賜りますよう、お願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。